

『住宅用火災警報器設置済シール』を無料交付します

北上地区消防組合消防本部

平成23年6月1日から、住宅用火災警報器を寝室等[※]に設置することが義務付けとなっております。当消防本部では、火災予防条例の基準どおり設置している世帯の希望者へ、『住宅用火災警報器設置済シール』を無料で交付しております。

- ※ 火災予防条例で設置が義務化されている場所
寝室及び2階以上に寝室がある場合は階段の天井部分等



設置済シールの見本 【実寸大】

・設置済シールの申請方法

下記の申請書に記入し、消防本部、又は最寄りの消防署へ提出してください。その場で審査し、シールを交付いたします。

・お問い合わせ先

北上市柳原町二丁目3-6 消防本部 予防課 (0197-65-5173)

----- きりとり線 -----

住宅用火災警報器設置済シール交付申請書

設置した住宅の住所、 世帯主名及び電話番号	住 所 ----- 世帯主名 ----- 電話番号 -----
行 政 区 名	
寝 室 の 数	寝室 室 (うち2階以上 室)
設 置 し た 個 数	寝室 個 階段の天井部分、その他 個
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

※欄は記入しないでください。